

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

1. 健康づくり・生きがいをづくりの充実…………… 13
2. 介護予防・介護保険サービス等の充実…………… 19
3. 支え合いの仕組みづくり…………… 31
4. 安心・安全なまちづくり…………… 36

第2章 高齢者福祉計画等の具体施策

1. 健康づくり・生きがいつくりの充実

〔現状と課題〕

生活習慣病予防対策としては青壮年期からの健康づくりが重要であり、特定健診、がん検診、生活習慣病予防健診等の各種健（検）診に取り組んでいます。

特定健診については、受診勧奨及び意識啓発の強化に加え、新たに休日健診やナイト健診を実施するなど、受診機会の拡充に努めていますが、受診率は3割程度（平成24年度現在31.5%）と低く、県内市部で最下位（平成24年度現在）となっています。今後は、健診未受診者への個別訪問を実施するなど、受診率の向上に向けて取り組みを強化する必要があります。生活習慣病予防健診及びがん検診については、集団健（検）診のみならず個別健診を実施するなど、各種健（検）診の受診率向上に向けて取り組みを強化する必要があります。

また、各種保健指導については、保健指導率は年々向上しています。しかし、早世と生活習慣病の発症、重症化予防が課題となっていることから、保健指導の対象者を明確にし、指導体制の強化をはじめ医療機関等との連携強化に努め、引き続き保健指導の充実に取り組む必要があります。

高齢者の生きがいつくりを支援するため、地区公民館等における生涯学習活動の支援、スポーツ教室・大会等における生涯スポーツ・レクリエーションの推進、老人クラブ活動への支援等に取り組んでいます。

また、地域福祉の担い手となる老人クラブにおいては、うるま市老人クラブ連合会具志川支部が平成19年度に長寿学園を発足し、高齢者の学習・生きがいつくりの場・機会となるなど、活発な活動が見られています。今後も高齢者の多様な生きがいつくりを支援するため、地域資源を活用した支援の継続・充実を図る必要があります。

また、高齢者がこれまで培ってきた能力を活かし生き生きと就労することができるよう、市シルバー人材センターやふるさとハローワーク等において就労支援を行っています。高齢者の相談件数が増加している一方で、高齢者向けの求人が少なく、今後は、各種事業の活用等による就職先の拡充が求められています。

■ 基本施策の展開

1. 健康づくり・生きがいの充実

(1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進

①「健康うるま21」の普及啓発

(2) 生活習慣病予防対策の推進

①各種健(検)診の実施

②保健指導の実施

③健康教育の実施

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

①生涯学習機会の充実

②生涯スポーツ・レクリエーションの充実

③健康福祉センターうるみの活用

(4) 地域活動の充実

①老人クラブ活動の支援

②地域活動への参加促進

③地域活動団体の活動促進

(5) 就労支援の充実

①高齢者の就労支援の推進



(1) 健康づくりに関する普及・啓発の推進

高齢者をはじめ、全ての市民の健康づくりへの意識を高め、健康づくりの実践活動に結びつけていくことができるよう、「健康うるま21」の周知や健康講演会等を通じて啓発を図っていきます。

施策	内容	担当課
①「健康うるま21」の普及啓発	・市民の健康増進を目指すため、ライフステージに応じた施策を定めた市の健康増進計画となる「健康うるま21」について、その普及・啓発を図り、健康づくり活動を推進します。	健康支援課

(2) 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病を原因とする寝たきり、要介護状態への移行を防止するために、健診受診率の向上、特定保健指導の充実等を図ります。

施策	内容	担当課
① 各種健(検)診の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援を進めていく上で、重要な事業となる各種健(検)診について、多くの市民の受診を促進するために広報、啓発活動を推進します。 ・特定健診・各種がん検診の受診率向上のため、休日健診を継続するとともに、がん検診においても個別検診の実施等、市民が利用しやすい実施方法の導入を図ります。さらに、特定健診については、健診未受診者への戸別訪問を実施するなど、受診率向上のための取り組みを推進します。 	健康支援課
② 保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果を踏まえ、メタボリック症候群該当者及び予備群に対し、特定保健指導の推進を図ります。 ◆主な事業 <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導対象者と直接コンタクトを取りやすくし、保健指導の期間を拡充する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・未利用者対策事業(健診結果の通知) ・エコボディカード発行時における保健指導 など 	健康支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の要医療者に対しては、医療機関と連携し、重症化予防に努めます。 ◆主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果、レセプト等の情報を活用し保健指導を積極的に行う必要がある者を選定、保健指導を実施 ・医療機関との連携 など 	健康支援課
③ 健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健(検)診の受診率向上、健康づくりへの意識向上のため、市民に身近な地域において健康教育や健康相談等を実施する健康推進モデル事業に取り組みます。 	健康支援課

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が生涯学習や生涯スポーツ活動への参加を通し、生きがいのある生活が送れるよう、生涯学習等の活動機会の充実を図るとともに、高齢者が主体的に活動に取り組めるよう、指導者の確保など支援を進めます。また、高齢者の長年の経験等を活かせるよう、生涯学習データバンクへの登録を促進します。

施策	内容	担当課
①生涯学習機 会の充実	ア. 公民館講座の開催と利用促進 ・（仮称）生涯学習センター及び各地区公民館において、広報紙を通じた講座アイディアの募集等によって高齢者等関係者の意向を踏まえつつ、様々な生涯学習講座を開催するとともに講座修了後、自主活動につなげられるよう支援します。	生涯学習振興課
	イ. 自主サークルの活動支援 ・高齢者の自発的・主体的な生涯学習活動を支援するため、公民館使用料の免除や自主サークルの立ち上げに向けた相談支援等に取り組みます。	生涯学習振興課
	ウ. 生涯学習データバンクの有効活用 ・生涯学習データバンクの充実を図り有効な活用に繋げるため、指導者の人材発掘及び登録を促進するとともに、市ホームページ等を通じた情報提供・内容の適宜更新に取り組み利用を促進します。	生涯学習振興課
②生涯スポー ツ・レクリ エーション の充実	ア. 生涯スポーツ講座の充実 ・各種社会体育事業を開催し、老人クラブ等関係機関との連携を図りながら、主体的な健康づくりを支援します。	生涯スポーツ課
	イ. 指導者等の人材の確保及び地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・スポーツ推進委員をはじめ、生涯スポーツ指導者確保に取り組みます。さらに、スポーツ推進委員を中心に地域における生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	生涯スポーツ課
	ウ. 社会体育施設の利用促進 ・スポーツ、レクリエーションを通じて、健康、生きがいづくりが行えるよう、社会体育施設の利用を促進します。	生涯スポーツ課
③健康福祉 センター うるみん の活用	・うるま市健康福祉センターうるみんを高齢者の健康増進・生きがい活動の拠点として、施設利用を促進します。 ・高齢者の利用支援の一環として、高齢者のプール及び運動指導室の低額利用料金を維持します。	生活福祉課

(4) 地域活動の充実

高齢者の地域活動の受け皿となる老人クラブについては、活動の充実及び会員の拡大に向け、活動内容やリーダー確保の支援を図ります。また最近では様々な地域活動団体が結成され地域における主体的な活動が行われていることから、その活動支援についても取り組んでいきます。さらには高齢者が地域でボランティア活動に関われるよう、社会福祉協議会等との連携を進めます。

施策	内容	担当課
① 老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市老人クラブ連合会及び各自治会の単位老人クラブへの活動助成及び活動場所の確保支援を行います。 ・老人クラブ活動の活性化に向け、若い世代の加入促進及び会員の確保、リーダーの育成・確保、市老人クラブ連合会への加入促進等に取り組みます。 ・高齢者の主体的な活動を支援するため、老人クラブの活動を促進するとともに、高齢者学級の周知及び利用促進等に取り組みます。 	介護長寿課 地域包括支援センター
② 地域活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのボランティア活動への参加促進を通じて、高齢者の生きがいづくりを確保することができるよう、地域の自治会、社会福祉協議会等との連携により、生きがい活動支援通所事業・地域型（公民館ミニデイ）、見守り活動等の担い手として参加を促進します。 	介護長寿課 地域包括支援センター
③ 地域活動団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や生きがいづくり、支え合う地域づくりに取り組む地域団体等に対して、各種補助制度の周知を進め、各種補助制度を活用した団体の活動促進・支援に取り組みます。 	介護長寿課 地域包括支援センター



(5) 就労支援の充実

高齢者がこれまで培ってきた能力を活かすことができるよう、また、就労を通しての生きがいつくりや社会参加を果たすことができるよう、就労相談や情報発信、就労機会の確保等の就労支援を進めます。

施策	内容	担当課
① 高齢者の就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生きがい就労の支援を行うため、うるま市シルバー人材センターへの支援を通じた高齢者の就労機会の充実を図ります。 ・雇用・就労に関する情報発信源としての役割をもつ「うるま市ふるさとハローワーク」と「就活サポートであえーる」における相談、情報提供を図ります。さらに、就労支援の充実を図るため様々な機関との連携を図るシステムの構築を検討します。 ・高齢者の働く場を確保する観点から、各種事業の活用及び関係各課等の連携により、高齢者の就労先の拡充に努めます。 	企業立地雇用推進課



2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

〔現状と課題〕

介護予防対策として、これまでは心身機能の低下がみられる高齢者（二次予防事業対象者）を把握するため、基本チェックリスト（日常生活動作等の状態調査）を積極的に実施し、要支援及び要介護状態になる恐れのある方々に二次予防事業への参加を促してきました。しかし、基本チェックリストによる対象者把握は十分とは言えず、また、事業参加者が伸び悩む状況がみられています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、心身機能の低下を予防し要介護状態へ移行しないことが重要であるため、高齢者自身の介護予防意識の高揚を促すとともに、市が実施する介護予防事業や地域のミニデイサービス等への参加を促進していく必要があります。

介護予防事業はこれまで一般高齢者を対象とした一次予防事業と、心身機能の低下がみられる高齢者（二次予防事業対象者）を対象とした二次予防事業に分けて実施していましたが、平成27年度からの介護保険制度の改正では介護予防事業の一本化が示されています。

従前の一次予防事業及び二次予防事業では、事業修了には一定の効果がみられるものの、事業修了後の活動の継続やその受け皿づくりが課題となっています。今後、活動の継続を促進するため、ボランティアの育成等による活動継続支援や自主サークル化の支援、活動場所の確保支援等を進めていく必要があります。

介護保険サービスについては、依然として島しょ地域での居宅サービスの提供が十分ではなく、地域密着型サービスと併せてサービスの展開を検討していく必要があります。また、一部の地域密着型サービスでは利用が伸び悩んでいる状況もあることから、利用を促進していく必要があります。施設サービスについては、本市の施設サービス利用率は全国や沖縄県と比較して高い状況にあるため、本計画期間中の施設増はありませんが、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が市内各地で進んでおり、施設ニーズの受け皿となっています。

本市で実施している軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）や食の自立支援事業（配食サービス）をはじめとする在宅福祉サービスは、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が在宅で安心して生活を送ることを支援し、その成果を上げています。しかしながら、その利便性のため一部でサービスへの依存が強くなる傾向もあり、自立に向けた支援を進めていく必要があります。

地域包括ケア体制の構築に向け、在宅医療と介護の連携が求められています。中部地区医師会等との連携により、訪問診療等に対応する診療所やその支援病院の確保を図っていくとともに、地域から病院へ、病院から地域へと双方向へのスムーズな移行を支援する連携体制の構築が必要です。

■ 基本施策の展開

2. 介護予防・介護保険サービス等の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ①介護予防の意識啓発の推進
- ②心身機能低下者の把握
- ③介護予防・生活支援サービス事業の充実
- ④介護予防ケアマネジメントの充実

(2) 介護保険サービスの充実

- ①介護予防・居宅介護サービスの充実
- ②地域密着型サービスの充実
- ③施設・居住系サービスの充実及び整備促進
- ④低所得者に対する負担軽減

(3) 福祉・医療サービスの充実

(3)－1 在宅福祉サービスの実施

- ①軽度生活援助事業の実施
- ②食の自立支援事業の実施
- ③老人福祉電話貸与の実施
- ④緊急通報システム事業の充実
- ⑤ふれあいコール事業の実施
- ⑥在宅高齢者日常生活用具給付事業の実施
- ⑦外出支援サービス事業の実施
- ⑧高齢者紙おむつ支給事業の実施
- ⑨在宅介護者手当の支給

(3)－2 家族介護者支援の充実

- ①家族介護支援事業の推進
- ②在宅介護者の活動支援

(3)－3 施設サービスの実施

- ①養護老人ホームへの入所措置の実施
- ②高齢者等緊急一時保護事業の実施

(3)－4 在宅医療等の充実

- ①在宅療養支援診療所等の確保
- ②在宅医療と介護連携の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が介護を必要とする状況にならないよう、介護予防に関する知識の普及、啓発を進めるとともに、心身機能の低下がみられる高齢者の把握を進め、介護予防事業や多様な生活支援サービス等必要な支援等へつなげます。また、元気な高齢者が心身機能を維持し、いつまでもいきいきと暮らせるよう、介護予防事業への参加を促進します。より多くの高齢者が地域とのつながりを持ち地域の様々な活動に参加するよう、自治会等地域活動組織との連携を図ります。

施策	内容	担当課
① 介護予防の意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者自身が介護予防の意義を正しく理解することにより要介護状態への移行を予防し、いつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護予防の意識啓発を図ります。 	地域包括支援センター
② 心身機能低下者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口を訪れた高齢者をはじめ、各種訪問事業等を通して基本チェックリストを実施し、高齢者の状態把握を図ります。 ・ 心身機能の低下等により支援が必要な高齢者を適切な支援につなぐために、地域の様々なネットワークを活用していきます。 	地域包括支援センター
③ 介護予防・生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年度からの介護保険制度改正に伴い、これまで介護予防事業として実施してきた各教室を整理し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。また、より多くの高齢者が介護予防事業に取り組めるよう、利用促進に向けた啓発活動等を進めるとともに、ニーズにあった介護予防事業の充実を図ります。 ・ 平成 29 年度を目途に地域支援事業へ移行する予防給付の「訪問介護」、「通所介護」のスムーズな移行と多様なサービス提供に取り組みます。 ・ 地域での介護予防活動を強化するため、各事業へのリハビリテーション専門職の関与を進めます。 ・ 生活支援コーディネーターの配置や生活支援サービスに関する協議体の設置を行い高齢者の社会参加及び介護予防・生活支援サービスの充実を図っていきます。 ・ 介護予防事業終了後も住み慣れた地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう、自治会等と連携し活動場所の確保等を支援するとともに、介護予防活動の自主サークル化を促進します。 ・ 地域ケア会議等で把握した高齢者のニーズに対応するため、ボランティアやNPO、自治会、民間企業等の多様な主体によるサービスの提供に取り 	地域包括支援センター

施策	内容	担当課
	<p>組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがい活動支援通所事業（公民館ミニデイ等）について、介護予防の視点で事業内容の充実を図るとともに、自治会等との協力のもと、参加者の充実を進めます。 ・同事業を通じて、ボランティアの確保及び育成等を図り、地域における支え合い活動の充実を促進します。 	
④ 介護予防ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・プランナーの確保等対応体制の充実を図ることで、要支援者及び心身機能の低下がみられる高齢者に対し、ケアプランを作成し、自立に向けた支援を行います。 	地域包括支援センター

■ 計画の具体的な目標（介護予防・日常生活支援総合事業）

（一般介護予防事業）

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	項目	平成 29 年度				
介護予防事業	心身機能低下者把握 基本チェックリスト実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各種訪問事業等で実施 ・地域の様々なネットワーク等より心身機能低下者の把握を行っていく 	介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心身機能低下者把握のため居窓を訪れた高齢者、各種訪問事業等を通して基本チェックリストを実施 ・地域の様々なネットワーク等より心身機能低下者の把握を行っていく 				
	筋力向上トレーニング教室（どうがっさん教室）	回数	144回	144回	一般介護予防事業	筋力向上トレーニング教室	回数	144回	
		参加者数(延)	2,160人	2,160人			参加者数(延)	2,160人	
	介護予防健康教室（はつらつ教室）	回数	63回	65回		介護予防普及啓発事業	介護予防健康教室	回数	67回
		参加者数(延)	1,600人	1,650人				参加者数(延)	1,700人
	総合介護予防教室（転ばぬ先の知恵教室）	回数	30回	30回		総合介護予防教室	総合介護予防教室	回数	32回
		参加者数(延)	750人	750人				参加者数(延)	800人
	認知症予防教室	回数	10回	10回		認知症予防教室	認知症予防教室	回数	15回
		参加者数(延)	150人	150人				参加者数(延)	225人
	施設活用型予防啓発事業（うるま体操習得塾）	回数	338回	338回		施設活用型予防啓発事業	施設活用型予防啓発事業	回数	338回
		参加者数(延)	6,380人	6,580人				参加者数(延)	6,780人
	介護予防出前教室（どうがっさん広場）	回数	48回	48回		介護予防出前教室	介護予防出前教室	回数	60回
		参加者数(延)	400人	430人				参加者数(延)	650人
地域介護予防活動支援事業（ちばらな応援隊養成講座）	回数	22回	22回	地域介護予防活動支援事業		地域介護予防活動支援事業	回数	22回	
	参加者数(延)	264人	336人		参加者数(延)		408人		
訪問型普及啓発事業（ロコモ予防普及啓発事業）	回数	75回	廃止 ※介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービスとして実施						
	参加者数(延)	150人							

(地域リハビリテーション活動支援事業)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施
地域リハビリテーション活動支援事業	※介護予防事業、生きがい活動支援事業の中にリハビリテーション専門職の関与を促進する		※通所型、訪問型サービス事業の中にリハビリテーション専門職の関与を促進する

(介護予防・生活支援サービス事業)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問型サービス	検討	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の訪問介護相当のサービスの準備 • 訪問型 C 新規実施 • その他の多様なサービスの準備 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の訪問介護相当のサービスの実施 • 訪問型 C 継続実施 • その他の多様なサービスの実施
通所型サービス	検討	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の通所介護相当のサービスの準備 • 多様なサービスの一部実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 現行の通所介護相当のサービスの実施 • 多様なサービスの実施
その他の生活支援サービス	※社会福祉協議会と連携し見守り活動の検討 ※配食サービスの検討	<ul style="list-style-type: none"> • 見守り活動の充実 • 配食サービス新規実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 見守り活動の充実 • 配食サービス 継続

(生活支援サービス協議体の設置及び生活支援コーディネーターの配置)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
協議体	研究会の設置	協議体設置	実施
コーディネーター	検討	配置	配置

■ 計画の具体的な目標 (介護予防ケアマネジメント)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
介護予防ケアマネジメント					
介護予防プラン作成 (対象：介護予防事業対象者)	件数	15 件	60 件	総合事業対象者 ケアプラン作成	610 件
介護予防プラン作成 (対象：要支援1・2)	件数	860 件	900 件	介護予防プラン 作成	470 件

■ 計画の具体的な目標 (介護予防に資するその他の事業)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生きがい活動支援通所事業				
地域型 (公民館ミニデイ)	回数	828 回	924 回	拡充
	参加者数 (延)	21,000 人	26,796 人	
		※総合事業、福祉サービス事業の両面から事業内容を検討		
中央型	回数	192 回	192 回	拡充
	参加者数 (延)	2,200 人	2,200 人	
		※総合事業、福祉サービス事業の両面から事業内容を検討		

(2) 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの確保及び質の向上に向けた取り組みを進めるとともに、高齢者の身近な地域でのサービス提供を進めます。また、新たな施設利用ニーズに対応していくため、居住系サービスの整備を促進します。

施策	内容	担当課
① 介護予防・居宅介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・島しょ地域での居宅サービスの確保に取り組むため、旧宮城幼稚園・小学校跡地における高齢者施設の建設を検討します。 	介護長寿課
② 地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの利用を促進するために、介護支援専門員等との連携を図りながら、広報啓発を進めます。 ・各日常生活圏域でサービス提供体制を整えるために、各種交付金、補助金を活用して、適切な整備がなされるよう、その支援に努めます。 ・津堅地区では、住み慣れた地域で生活の継続ができるよう、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のサービスを推進します。 ・島しょ地域での地域密着型サービスの確保に取り組むため、旧宮城幼稚園・小学校跡地における高齢者施設の建設を検討します。 ・地域包括ケアの実現に向けて、市民ニーズを把握しつつ新たなサービスの確保を検討します。 ・既存の認知症対応型共同生活介護事業所へ働きかけ、共用型認知症対応型通所介護の整備を促進します。 ・地域密着型サービス事業所間の情報共有やサービスの質の向上に資する組織として、「（仮称）地域密着型サービス事業所連絡会」の設立を促進します。 	介護長寿課
③ 施設・居住系サービスの充実及び整備促進	<p>ア. 施設サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が困難な重度の要介護者のため、必要に応じて施設サービスの確保を検討します。また、平成29年度末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換促進を図りつつ、受け皿の確保に努めます。 <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（平成29年度末廃止）</p>	介護長寿課

施策	内容	担当課
	<p>イ. 居住系サービスの整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設サービス利用のニーズに対応できるよう、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や特定施設における入居者生活介護の整備を促進します。 	
<p>④ 低所得者に対する負担軽減</p>	<p>住民税非課税世帯等の低所得者に対して、次の負担軽減を行います。申請漏れ等がないよう、利用に向け周知を図ります。</p> <p>ア. 高額介護サービス費 利用者の負担段階ごとの上限額を超えた場合には、超過額の保険給付を行います。</p> <p>イ. 特定入所者介護サービス費 介護保険施設等における食費・居住費を軽減します。</p> <p>ウ. 利用者負担軽減制度 低所得者で特に生計が困難な方に対し、社会福祉法人等のサービス利用者の負担を軽減します。</p> <p>エ. 高額医療・高額介護合算制度 医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が限度額を超えた場合、負担を軽減します。</p> <p>オ. 保険料の負担軽減 特別な事情により保険料納付が困難と認められる場合、介護保険法に基づく減免と市条例に基づく減免を実施し、負担を軽減します。</p>	<p>介護長寿課</p>
<p>⑤ 介護支援専門員との連携及び包括的継続的支援の推進</p>	<p>ア. 介護支援専門員の質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員の支援については、適宜情報提供及び研修会等の開催を行うとともに、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に処遇困難ケースへの対応支援を行います。 <p>イ. 医療機関・団体等との連携構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括的・継続的支援の推進のため、地域ケア会議の開催等により医療機関、その他関係機関との情報交換の場を確保し、連携及び協働体制の構築を進めます。 	<p>地域包括支援センター</p>
<p>⑥ 介護保険サービスの質の確保と向上</p>	<p>介護保険サービスの質の確保と向上及び介護保険事業が適切に運営されるよう、保険者として次の内容に取り組みます。</p> <p>ア. 介護給付適正化の実施 ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等の実施により給付適正化に取り組みます。より適切な対応が行えるよう、有資格者の確保に努めます。</p>	<p>介護長寿課</p>

施策	内容	担当課
	<p>イ. 地域包括支援センター等運営協議会の開催 「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」において、本計画に位置づけられた施策・事業の点検・評価を行うとともに、その結果に基づいて事業等の改善につなげます。</p> <p>ウ. 第三者評価事業の導入促進 介護保険サービスがより適切に提供されるよう、各事業所に対し第三者評価事業の導入を働きかけます。</p> <p>エ. 介護保険制度の周知・情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口、ホームページ等を通じて、介護保険サービスの情報提供に取り組みます。 ・民生委員、訪問系事業者、介護支援専門員などの地域ケア関係者に対し、適切な情報提供に取り組みます。 <p>オ. 指導・監督の実施 介護保険事業者による適切なサービス提供等を実施してもらうよう必要に応じ、指導・監督を行います。また、適切な指導・監督に努めるため、指導等の実績のデータベース化等により、情報管理の充実を図ります。</p> <p>カ. 介護サービス事業所間の連絡会の立ち上げ 介護サービス事業所同士が連携し、サービスの質の向上に取り組めるよう既存連絡会の支援を行います。また、介護支援専門員、介護福祉士、福祉用具専門相談員等の介護職員の横断的な情報共有等に資する「(仮称)介護職連絡会」の立ち上げ支援に取り組みます。</p>	



■ 計画の具体的な目標

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域密着型サービスの事業所指定 (※新規指定数)	小規模多機能型 居宅介護	—	—	1 事業所
	認知症対応型 通所介護（共用型）	—	1 事業所	1 事業所
	認知症対応型 共同生活介護	—	—	1 事業所
介護支援専門員の支援と連携	ケアマネ連絡協議会との連絡会開催	12 回	12 回	12 回
	研修会の開催	2 回	2 回	2 回
地域包括支援センター等運営協議会の開催		2 回	2 回	2 回

(3) 福祉・医療サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等が、在宅で安心して暮らし続けていけるように、生活支援サービスや安否確認サービス等の利用の促進を図るとともに、在宅医療等の充実に努めます。また、家族介護者の介護負担の軽減を図るため家族介護者支援事業を実施します。

(3) - 1 在宅福祉サービスの実施

施策	内容	担当課
① 軽度生活 援助事業 の実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険非該当の高齢者が自立した生活を維持できるよう、ヘルパー派遣による軽度な家事援助等の支援を実施します。 サービスの利用条件等の整理を行い、自立に向けた適切なサービス利用につなげるとともに、サービスの利便性向上を図ります。 他事業（公民館でのミニデイサービスや地域見守り隊等）の地域資源を併せて活用し自立を促進します。 	地域包括支援センター
② 食の自立 支援事業 の実施	<ul style="list-style-type: none"> 食事の用意が困難な要援護高齢者に対し配食サービスを提供することによって、食生活の改善と健康の保持を図るとともに、自立した生活の維持と安否等の確認を行います。 事業目的の周知を図るとともに、他事業の併用等により、食の自立を促進します。 	地域包括支援センター
③ 老人福祉 電話貸与 の実施	<ul style="list-style-type: none"> 電話のない一人暮らし高齢者が電話を通じて孤独感の解消等が図れるよう、福祉電話の貸与・設置を実施するとともに、継続利用への支援（電話使 	介護長寿課

施策	内容	担当課
	<p>用料金の口座引き落とし等の勧奨)を行います。</p> <p>また、同サービスの周知を強化し、利用促進を図ります。</p>	
④ 緊急通報システム事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患があるかもしくは日常生活上注意が必要な一人暮らし高齢者等の世帯に対し、安否確認や緊急時の支援等に対応できるよう、機器の貸与・設置を実施します。 最新機器への移行検討等、高齢者の安否確認や緊急時支援の充実を進めます。 	介護長寿課
⑤ ふれあいコール事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消等が図れるよう、電話コールのサービスを実施します。 <p>また、高齢者相談センター等との連携を図りながら、ニーズの掘り起こしを進めるとともに、事業の周知等による利用促進を図ります。</p>	介護長寿課
⑥ 在宅高齢者日常生活用具給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が安全な生活を送ることができるよう、電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具を給付します。 	介護長寿課
⑦ 外出支援サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一般の交通機関での移動が困難な在宅高齢者に対し、福祉車両による外出支援サービスを実施します。 利用条件の緩和や受益者負担の導入を検討するなど、サービスの利便性向上に向けた検討を行います。 島しょ地域等の公共交通が不便な地域において、買い物や医療機関への通院等を支援するため、新たな移送サービスの創設を検討します。 	介護長寿課
⑧ 高齢者紙おむつ支給事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 要介護4・5（相当を含む）の認定を受け、紙おむつ等を使用する要援護高齢者に紙おむつの支給を行い、経済的・精神的負担の軽減を図ります。 より適切な利用に向け、支給条件・支給限度額の見直しを行います。 	介護長寿課
⑨ 在宅介護者手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 要介護3～5の認定を受けた高齢者を在宅で同居しながら介護している介護者に対し、手当を支給し経済的・精神的負担の軽減を図ります。 より適切な利用に向け、支給条件の見直しを行います。 	介護長寿課

※各サービスの利用には、対象者の要件を満たす必要があります。

■ 計画の具体的な目標

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①軽度生活援助事業	利用者数(延)	120 人	120 人	60 人
②食の自立支援事業	利用者数(延)	96 人	156 人	192 人
	配食数(延)	1,296 食	2,028 食	2,496 食
③老人福祉電話貸与	利用者数(実)	40 人	45 人	50 人
④緊急通報システム事業	利用者数(実)	75 人	80 人	85 人
⑤ふれあいコール事業	利用者数(実)	40 人	45 人	50 人
⑥在宅高齢者日常生活用具給付事業				
	電磁調理器	3 台	5 台	7 台
	住宅用火災警報器	10 個	15 個	20 個
⑦外出支援サービス事業	利用者数(実)	35 人	40 人	45 人
⑧高齢者紙おむつ支給事業	支給証交付人数	250 人	300 人	350 人
	支給総額(千円)	21,250 千円	25,500 千円	29,750 千円
⑨在宅介護者手当の支給	利用者数(実)	360 人	400 人	450 人
	支給総額(千円)	18,000 千円	20,000 千円	22,500 千円

(3) - 2 家族介護者支援の充実

施策	内容	担当課
① 家族介護支援事業の推進	<p>ア. 家族介護教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護高齢者を介護している家族に対し、介護技術が習得できるよう教室の開催や心身等の元気回復を支援していきます。また、家族を支える地域支援者への参加促進や広報啓発に努めます。 <p>イ. 家族介護慰労金支給事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護4又は5に認定されてから1年間介護保険サービスを利用しなかった家族介護者に対し、在宅生活の継続及び経済的負担軽減等を図るため慰労金を支給します。広報紙等を活用し周知を図るとともに対象者把握に努めます。 	地域包括支援センター
② 在宅介護者の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者同士の交流、情報交換の場となる介護者の会に対して、活動が市全体に広がるとともに、その運営が円滑に行われるよう、活動費の助成や活動内容の周知等による支援を図ります。 	介護長寿課 地域包括支援センター

(3) - 3 施設サービスの実施

施策	内容	担当課
① 養護老人ホームへの入所措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方で在宅での日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身状態や経済状況、生活環境等を総合的に勘案し、施設入所の措置を実施します。 ・入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的としている制度の周知に向けた取り組みを進めます。 ・入所者の要介護状態の進行を抑制するため、介護保険サービスの利用措置を進めます。 	介護長寿課
② 高齢者等緊急一時保護事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 ・ニーズの把握を進めるとともに、受入施設との連携及び情報共有の強化により、スムーズなサービス利用につなげます。 	介護長寿課 地域包括支援センター

(3) - 4 在宅医療等の充実

施策	内容	担当課
① 在宅療養支援診療所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での医療サービスの充実を図るため、中部地区医師会や地域医療支援病院等との連携のもと、在宅療養支援診療所や連携病院の確保等を促進します。 	介護長寿課
② 在宅医療と介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地区医師会と連携し、地域の医療、介護サービス資源の把握及び課題抽出を進めていくとともに、関係機関との情報共有を図ることで在宅での支援体制を進めます。 ・看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。 ・相談体制の充実を図ることで、病院への入退院や地域移行がスムーズに行える支援体制づくりを進めます。 	地域包括支援センター

※在宅医療・介護連携の推進については、平成27年度より取り組みを開始していきます。

3. 支え合いの仕組みづくり

〔現状と課題〕

支え合いの仕組みづくりのため、うるま市では直営の地域包括支援センターと、日常生活圏域ごとに高齢者相談センターを設置し、相談員の増員等により相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化等により地域ケアネットワークの充実に取り組んできました。今後、地域包括ケアの構築に向け、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、同センターを中心に個別ケアへの対応及び支援に向けた連携体制等の充実を図っていく必要があります。

地域における支え合いの体制づくりについては、社会福祉協議会の出前講座を通じて、地域における要支援世帯の見守り等を行う組織（見守り隊等）の結成も進んでおり、平成 25 年現在全自治会のうち、半数程度で組織化が進んでいます。今後、全ての地域での組織化を支援し、地域での支え合いの体制づくりを促進していくことが重要です。今後増加していく一人暮らし高齢者等の支援として、緊急時の対応や孤独死[※]の防止などの見守りや支え合い活動がますます求められてくることから、住民が主体的に関わっていく支え合いのネットワークの充実が課題となります。

権利擁護の推進では、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援が必要な高齢者が増えています。この間、日常生活自立支援事業の充実に向けて市では「うるま市権利擁護センター」を設置し、社会福祉協議会への委託を行うなど、対応体制の充実に取り組んできました。また、成年後見制度に関してはさらなる支援充実に向け、専門的な人材の確保を図っていく必要があります。

認知症対策については、市民の認知症への理解と知識の普及を図るために、認知症サポーター養成講座や認知症予防教室を開催しました。養成講座には平成 25 年度に延べ 371 人の参加があり、年々増加しています。今後、地域全体での見守り等対応体制の確保に向け、あらゆる年齢層を対象とした講座の開催を図るとともに、講演会や認知症予防教室等の啓発活動に取り組んでいく必要があります。平成 25 年度より地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が配置されたことにより、相談体制が充実されるとともに、個別支援を通して適切な医療へのつなぎを行っています。また平成 26 年度より認知症高齢者の早期診断及び支援者のスキルアップを目的に認知症疾患支援者連絡会を設置し支援体制の充実を図っているところです。今後、介護保険事業所や地域（見守り隊等）との連携充実を図っていく必要があります。

※「孤独死」とは、近親者や地域の人をはじめ誰とも付き合いがなく、一人寂しく亡くなり、その後長期間発見されない状態を指します。

■ 基本施策の展開

3. 支え合いの仕組みづくり

(1) 地域における支え合いの体制づくり

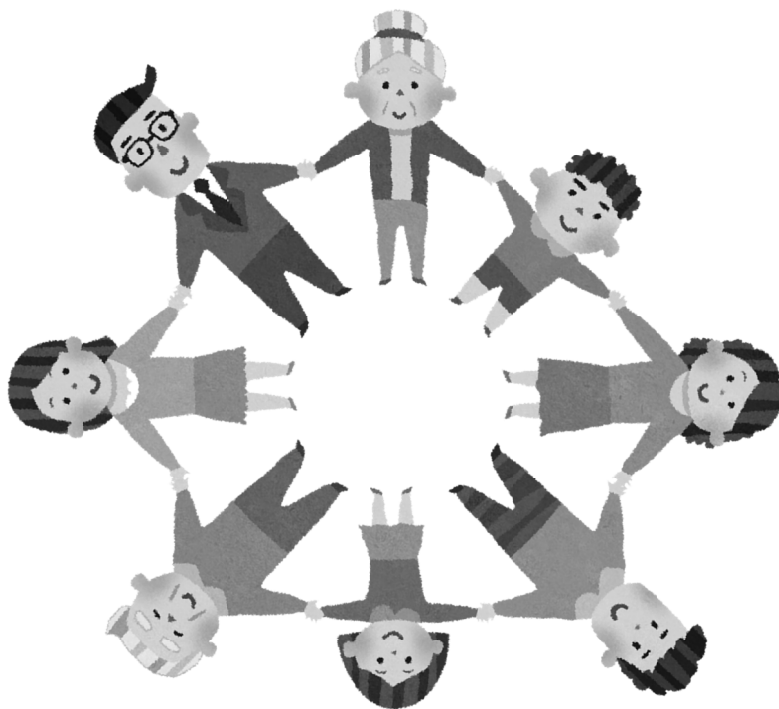
- ①地域包括支援センターの強化
- ②地域ケアネットワークの充実
- ③住民主体の支え合い活動の推進

(2) 総合相談支援の充実

- ①総合相談体制の充実
- ②権利擁護・成年後見制度の活用
- ③高齢者虐待への対応

(3) 認知症高齢者等への支援対策の強化

- ①認知症に関する普及啓発事業の推進
- ②地域での認知症見守り体制づくりの推進
- ③認知症総合支援事業等の推進



(1) 地域における支え合いの体制づくり

高齢者の生活を取り巻く様々な問題を解決するためには、本人自身や家族だけの取り組みだけではなく、地域による支援や地域包括支援センターを中心とする保健・医療・福祉の関係機関・団体の地域ケアネットワーク及び支援が必要です。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの充実を図ります。

施策	内容	担当課
① 地域包括支援センターの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの中心的な役割を担う地域包括支援センターについて、高齢者相談センター等への委託を検討しつつ、日常生活圏域毎に設置を進めます。 ・地域包括支援センター等の周知を図るため、高齢者支援サービスも含めた総合案内パンフレットを作成します。 	地域包括支援センター
② 地域ケアネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して生活が送れるよう、生活を取り巻く様々な問題解決の支援に取り組むと同時に、その支援に関わる保健・医療・福祉の関係機関・団体と、自治会等地域団体との連携を強化します。そのために、多職種協働による個別ケースの地域ケア会議を開催するとともに必要に応じて、そこで蓄積された地域課題を関係者と共有し、施策化に取り組めます。 	地域包括支援センター
③ 住民主体の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者等に対する地域の見守り活動等を推進するため、社会福祉協議会との連携により地域見守り隊の育成支援を進め、その活用を図るとともに、公民館ミニデイや老人クラブ活動などの既存事業を活用し、地域づくりに取り組めます。 ・住民同士のコミュニケーションを深め、無理なく相互に見守り等が行えるよう、地域見守り隊等を通じて地域での相互の声かけを勧めます。 	介護長寿課 地域包括支援センター



(2) 総合相談支援の充実

高齢者に関するあらゆる相談と、より適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図るとともに、各種支援体制の充実に努めます。また、高齢者が認知症などによる判断能力の低下によって、生活において不利益が生じないように、権利擁護等の制度が円滑に利用できるよう、その仕組みの充実を図ります。

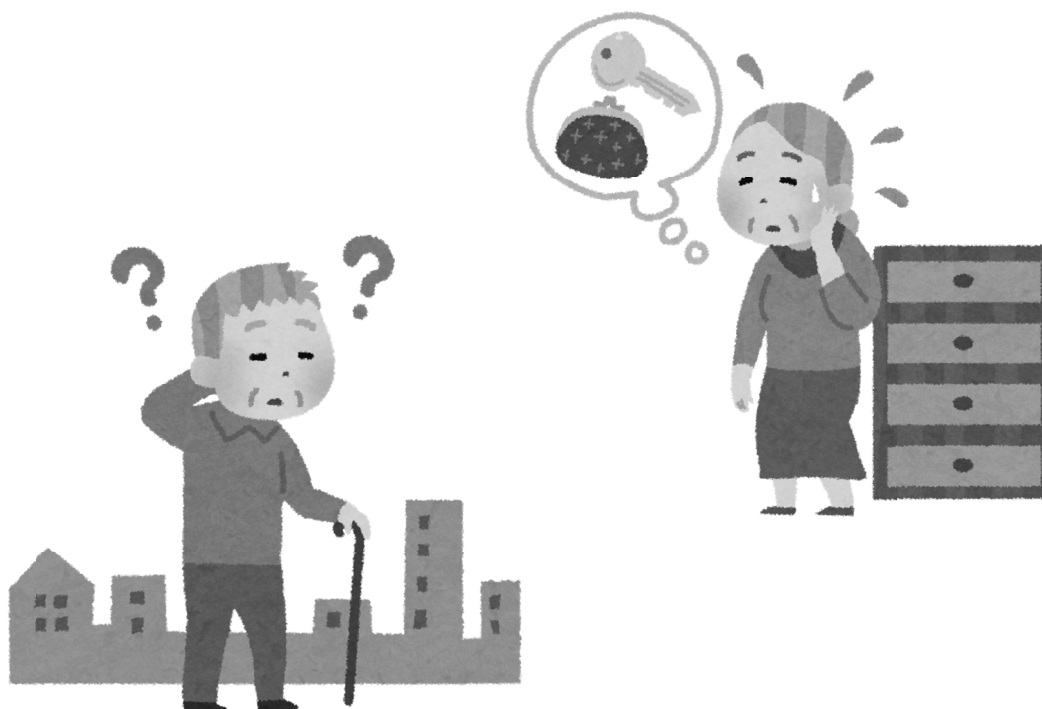
施策	内容	担当課
①総合相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活圏域レベルで総合相談体制の充実を図るために、高齢者相談センター等への委託により日常生活圏域毎に地域包括支援センターの設置を進めます。 地域ケア会議等での事例検討等を通じて、相談員の質向上を促進します。 	地域包括支援センター
②権利擁護・成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度が円滑に利用できるよう、周知や相談支援等を行い、うるま市権利擁護センター等関係機関との連携のもと、成年後見制度利用支援事業の実施や必要に応じて第三者後見人の育成、確保を図ります。 日常生活自立支援事業については、うるま市権利擁護センターを中心に市民の利用ニーズに対応できるよう、制度の周知、専門員の確保等相談支援体制の充実に向け、支援します。 	地域包括支援センター
③高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関、地域との連携を行い、高齢者虐待への迅速かつ適切な個別支援及び虐待防止体制づくりとして高齢者虐待防止ネットワーク会議を適宜開催していくとともに、高齢者虐待防止マニュアルの見直しを行い、ネットワーク会議等で配布し、有効に活用していきます。 広報紙等を活用し、高齢者虐待防止の意識啓発に取り組みます。 	地域包括支援センター



(3) 認知症高齢者等への支援対策の強化

中高年齢者が認知症になっても地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症に関する啓発、地域での見守り体制づくり、専門的な支援体制の確保を図ります。

施策	内容	担当課
①認知症に関する普及啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、認知症に関する知識の普及・啓発を図るため、認知症サポーター養成講座の開催拡充に取り組みます。 ・認知症キャラバンメイト連絡会を開催し、キャラバンメイトのスキルの維持・向上に取り組みます。また、講演会や広報紙等を活用した啓発に取り組みます。 	地域包括支援センター
②地域での認知症見守り体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターや地域見守り隊等との連携による地域での見守り体制づくりを進めます。 ・認知症サポーター養成等、重要な役割を担うキャラバンメイトの活動が円滑に行われるよう、組織化を促進するなど、その支援を進めます。 	地域包括支援センター
③認知症総合支援事業等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の初期症状等により適切に対応できるよう、地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）をはじめ、認知症サポート医、医療機関、介護保険事業所や地域（自治会等）等との連携体制を確保します。また、認知症の状態に応じた適切なサービス提供を確保するため認知症ケアパスの作成普及に取り組みます。 	地域包括支援センター



4. 安心・安全なまちづくり

〔現状と課題〕

うるま市では、これまで、災害時要援護者名簿への登録や支援体制の構築を進めてきました。しかしながら、支援を必要とする高齢者等の把握は十分ではありません。今後とも、自治会や民生委員等と連携を図りながら、要援護者の把握や支援者の確保に努めていく必要があります。

また、東日本大震災以降、市民の防災意識は高まりをみせ、地域の防災力の向上が重要視されています。地域住民が支え合う「互助」の体制構築が災害時の被害軽減につながることから、今後とも、自主防災組織の結成及び育成を図っていく必要があります。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺などに対応するために、消費者相談を実施しています。今後とも、高齢者を消費者被害から守るために、広報紙への相談案内の掲載や消費者相談等を継続していく必要があります。

高齢者が安心して暮らすための良質な住まいの確保を図るため、県と連携を図りながら、未届けの有料老人ホームの届け出を促進するとともに、適切な指導監督を進めるために、指導監督の履歴等を蓄積していく必要があります。また、事業所間の情報交換、サービスの向上等を図る場として「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置を促進・支援していく必要があります。

公園、街路、公共施設において、高齢者をはじめ、全ての方が等しく利用できるよう、バリアフリー化を進めています。今後も引き続きバリアフリー化を推進していく必要があります。



■ 基本施策の展開

4. 安心・安全なまちづくり

(1) 防災・防犯対策の充実

- ①災害時要援護者支援体制の充実
- ②自主防災組織の結成及び育成
- ③高齢者等緊急一時保護事業の実施（※再掲）
- ④消費者保護対策の充実

(2) 住宅・住環境の充実

- ①高齢者向け住宅の整備促進
- ②有料老人ホームの届け出促進
- ③有料老人ホームの適切な指導監督の充実
- ④「(仮称) 有料老人ホーム連絡会」の設置支援
- ⑤高齢者が利用しやすい住宅の普及促進
- ⑥高齢者が利用しやすい公共空間の整備



(1) 防災・防犯対策の充実

災害時における要援護者に対する支援については、自治会や民生委員との連携のもと、うるま市災害対策本部を中心とした全庁的な体制で取り組みます。また防犯対策についても、自治会や民生委員、うるま警察署、石川警察署等の関係機関・団体と連携を図り、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

施策	内容	担当課
① 災害時要援護者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「災害時における広報及び災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、自治会単位で要援護者の支援体制の整備促進を図ります。 支援体制の整備に向け、市民や高齢者等への周知を図るとともに、自治会等との連携のもと、支援者の確保に努めます。 	総務課 介護長寿課
② 自主防災組織の結成及び育成	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が暮らす身近な地域での防災体制を充実させるため、自治会との連携により自主防災組織の設置を支援します。 	総務課
③ 高齢者等緊急一時保護事業の実施（※再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 災害や虐待等により緊急に保護する必要がある高齢者を施設で身辺保護します。 災害（台風等）など、事前把握が可能なニーズの把握を進めるとともに、受入施設との連携及び情報共有の強化により、スムーズなサービス利用につなげます。 	介護長寿課
④ 消費者保護対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な訪問販売、振り込め詐欺等から高齢者を守るために、広報紙、自治会、民生委員、高齢者相談センター等を通じて啓発を図ります。 悪質な訪問販売等に適切に対応できるよう、うるま市役所本庁舎での消費者相談等の利用を促進します。 	市民生活課



(2) 住宅・住環境の充実

高齢者にとって住みやすい住宅、住環境の確保に向け、行政内はさることながら、民間事業者や関連団体等との連携のもとに、高齢者向け住宅の確保、有料老人ホームの質向上への支援、公共空間のバリアフリー化の推進等を進めます。

施策	内容	担当課
① 高齢者向け住宅の整備促進	・より望ましい高齢者向け住宅を確保するために、市内のサービス付き高齢者向け住宅については、今後、利用者等のニーズを見極めつつ、介護保険施設の参入動向も踏まえて整備促進を検討します。	介護長寿課
② 有料老人ホームの届け出促進	・より望ましい居住環境を確保するために、未届け有料老人ホームについて、県との連携により届け出等の促進を図ります。	介護長寿課
③ 有料老人ホームの適切な指導監督の充実	・有料老人ホームの適切な指導監督の充実を図るために、県と連携をしながら、指導監督の履歴や既存の情報、運営情報（施設概要、定員数、職員体制等）を蓄積するためのデータベース化を図ります。	介護長寿課
④ 「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置支援	・有料老人ホームの質向上に向け、事業所間の情報交換、事例検討等が行えるよう、「(仮称)有料老人ホーム連絡会」の設置を促進・支援します。	介護長寿課
⑤ 高齢者が利用しやすい住宅の普及促進	・沖縄県建築士会うるま支部等との連携による高齢者が利用しやすい住宅の普及啓発を促進します。	建築指導課 介護長寿課
⑥ 高齢者が利用しやすい公共空間の整備	・道路、公園、公共施設等の公共空間において、段差解消、手すりの設置等により、高齢者をはじめ、全ての方が等しく利用できるようバリアフリー化を推進します。	土木課 都市計画課 建築工事課

